

事務事業No.		17-	8
事業名	文化財保護経費	会計 一般	款 10 項 5 目 5
政策	6 人生を豊かにするために	課名	社会教育課
施策	6-3 文化力の向上	係名	生涯学習係

1 事務事業の目的・内容

事業目的	対象	町内の文化財	目的 (対象がどのような状態になっているか)	重要な文化財の保存と活用を図り、今後の世代へ継承する。
事業内容	町内の文化財の調査・指定及び保護を行うとともに、町内の文化財保護団体に対して補助金の交付を行い存続と継承を支援する。また、郷土資料館の運営等について、町内の重要な郷土資料収集・保存及び展示を図り、今後の世代へ継承する。			

2 事務事業の実績・現状及び成果を表す指標の動きとコストの状況

指標	指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位	目標方向	令和7年度 (目標)
	1							
2								
3								
4								
5								
			令和4年度 (決算)		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)		
全体事業費 (千円) A+B			9,572		9,537	6,935		
財源内訳	直接事業費 A		1,322		2,739	2,381		
	うち一般財源		1,322		2,739	2,381		
人件費 (千円) B			8,250		6,798	4,554		
内訳	一般職員 (人・千円)		1.25	8250	1.03	6798	0.69	4,554
	臨時職員 (人・千円)		0	0	0	0	0	0

3 事務事業の評価、今後の方向性及び業務改善<※主管課長記入>

(1) 事務事業についての評価及び今後の方向性

個別評価	必要性	今後の必要性	B 必要性は変わらない	有効性	目標達成度	A 達成できた
		町関与の必要性	B 町が担うとともに、町民協働を進めるべき	効率性	対象者の適切性	C 対象が広すぎる
				コストの削減		A 削減の余地はない
総合評価	Ⅲ 要改善 (少しでも事業内容に改善の余地があり取り組むべき)					

(2) 事務事業の業務改善について

①R5年度の改善計画	令和5年4月施行の文化芸術基本条例では、文化財の保存と活用、伝統文化の継承及び発展などを掲げており、今後の推進基本計画策定で検討を行う。	③取組の課題	伝統文化行事では後継者不足が深刻化している。また天然記念物では、変化する周辺環境への対応。郷土資料館では、学校授業に即した資料の充実が求められる。
②R5年度に実施した取り組み	天然記念物の保護作業を樹木医に委託し、樹勢の状況把握に努めた。また、伝統文化行事では、地域保存会と県と町が連携して協議を行った。また郷土資料館に関するPR動画を配信した。文化財調査委員会にて審議して文化財マップをリニューアルした。	④今後の改善計画	令和5年度に策定した東員町文化芸術推進基本計画に基づき、文化財の保存、活用、伝統文化の継承及び発展に取り組む。